

# 認定経営革新等支援機関を活用した中小企業向け支援施策について ～中小企業の潜在力・底力を最大限に引き出すために～

## 1 はじめに

中小企業は、日本の企業数全体の99%強を占め、また労働者の7割を雇用し、地域経済の雇用の受け皿として日本経済の屋台骨を支えている。中小企業が活性化しなければ、国の発展も雇用の維持も覚束ないことは明白であるが、経済環境が変化中、中小企業が直面する経営課題は国内需要の減少、国際競争の激化、大企業依存の限界等、多様化・複雑化している。

このような経営環境の中、中小企業に対し高度な支援を行うために一定の専門的知識を有し、かつ経営革新計画策定等の業務経験のある機関等を「認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）」として国が認定する制度が創設された。

本稿では、認定支援機関業務の重要性や支援内容、及び今後望まれる認定支援機関の活動の方向性を展望する。

## 2 認定支援機関の概要

### 1. 認定支援機関の業務

認定支援機関の業務は、経営革新等を行う事業者の経営状況の分析や事業計画の策定及び実行支援を「経営革新等支援業務」\*1として中小企業等

経営強化法で規定している。これに加え実務的には、経営改善や創業、新事業展開、事業再生等の中小企業の抱える経営課題全般のほか、中小企業支援施策の周知や補助金等を活用する中小企業支援など幅広い支援活動がある（図表1）。さらに、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」では案件の継続的なモニタリングや他の中小企業支援機関との連携も求めている。

このように認定制度の目的は、認定支援機関が支援活動を通じ、中小企業が持つ潜在力・底力を最大限に引き出し、経営力の強化を図ることである。

現在、政府は、種々の施策の入り口を認定支援機関に委ねる傾向にあり、中小企業が認定支援機関の支援を受けながら申請する公的制度を増やしつつある。これは認定支援機関の実力を高く評価し、認定支援機関が経営革新等支援業務を通じ、中小企業を支援することを期待している表れでもある。

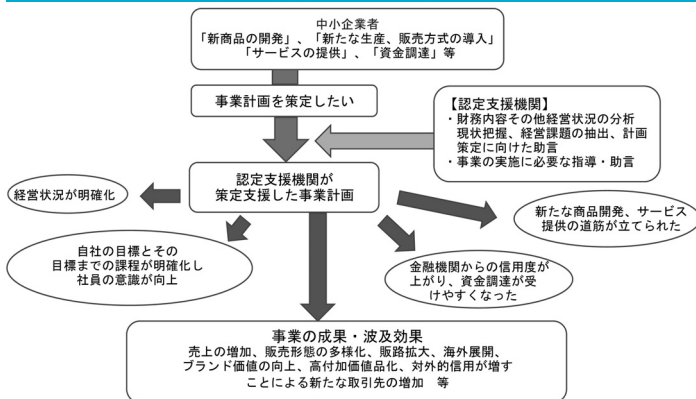
#### ※1 経営革新等支援業務とは

中小企業等経営強化法第26条第2項に規定されており、経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行うとする中小企業又は経営力向上を行うとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析等をいう。具体的には、税理士等の場合、税理士業務に付随して行う財務書類の作成等、または中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援等が該当する。

### 2. 認定支援機関の現状

認定支援機関とは、具体的には既存の中小企業支援機関（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）に加えて、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士等といった士業関係者、金融機関を国が認定支援機関として認定した機関をいう。2017年12月22日の認定日時時点での全国及び近畿の認定支援機関数は、それぞれ27,460機関、6,288機関である（図表2）。国は認定支援機関を公的な機関として位置づけ、中小企業等への支援に際して認定支援機関の関与を要件とする各種支援施策（図表3）を拡充し、中小企業の支援を促している。

図表1：認定支援機関の支援を受ける効果



資料：中小企業庁広報冊子より、当研究所にて作成

図表 2：全国及び近畿の認定状況（第 47 回 2017 年 12 月 22 日認定日）

全国	税理士	税理士 法人	公認 会計士	弁護士	民間コンサル ティング (法人)	中小企業 診断士	金融機関	商工 会議所	個人 コンサル	弁護士 法人	一般社団法人 ・ 一般財団法人	その他	合計
		18,555	2,368	2,189	1,507	664	603	488	384	112	96	91	403
近畿	税理士	公認 会計士	税理士 法人	弁護士	民間コンサル ティング (法人)	中小企業 診断士	金融機関	商工 会議所	弁護士 法人	一般社団法人 ・ 一般財団法人	監査法人	その他	合計
		4,689	461	429	249	124	118	64	53	18	15	14	54

※近畿は、近畿経済産業局管内の福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の 2 府 5 県のこと。  
資料：近畿経済産業局 HP より、当研究所にて作成

図表 3：認定支援機関の関与が必須となる主な施策

補助事業等名 ( ) 内は根拠法等	認定支援 機関の関与	主な事業概要	認定支援機関の主な記載事項
①経営改善計画策 定支援事業	必須	借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業に対して、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援（405 事業）。また、本格的な経営改善が必要となる前の早期の段階からの資金繰り管理等の簡易な経営改善計画の策定も支援（プレ 405 事業）。	【事業者が認定支援機関と連名で支援センターに提出する利用申請書】 ・経営改善支援センター事業利用申請書／・申請者の概要 ・自己記入チェックリスト（405 事業）／・業務別見積明細 【事業者が認定支援機関と連名で支援センターに提出する事業費用支払申請書】 ・経営改善支援センター事業費用支払申請書／・経営改善計画 ・自己記入チェックリスト（405 事業）／・業務別請求明細 ・従事時間管理表 【事業者が認定支援機関と連名で支援センターに提出するモニタリング費用支払申請書】 ・モニタリング費用支払申請書／・モニタリング報告書 ・自己記入チェックリスト（405 事業）／・業務別請求明細 ・従事時間管理表
②ものづくり等補 助金（ものづく り・商業・サー ビス経営力向上 支援補助金）	必須	中小企業・小規模事業者が認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。	【事業者が各地域事務局（各都道府県中小企業団体中央会）に提出する事業計画書を含む申請書一式とあわせて提出する「確認書」】 ・認定支援機関 ID 番号 ・競争力強化が見込まれる事項と主たる理由 ・支援計画についての誓約
③先端設備等導入 計画（生産性向 上特別措置法）	必須	事業者が認定支援機関の確認を受けて市町村に申請し、認定を受けた場合は、固定資産税を 3 年間軽減。	【事業者が市区町村に提出する認定申請書に添付する「確認書」】 ・申請先の市区町村の導入促進基本計画との適合状況 ・先端設備等導入計画の実施に対する所見
④事業承継補助金	必須	事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に取り組む中小企業に対し、認定支援機関の助力を得て行う設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を支援。	【事業者が補助金事務局に提出する事業計画書とあわせて提出する「確認書」】 ・応募者が地域に貢献する中小企業者であること ・応募者の取組に独創性等が認められること
⑤事業承継税制 （経営承継円滑 化法）	必須	非上場の株式等を先代経営者から後継者が相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたときは、相続税・贈与税が猶予及び免除。	【事業者が都道府県に提出する特例承継計画に添付する「別紙・所見等」】 ・認定支援機関による指導・助言の内容 ※変更申請する際は、再度認定支援機関による指導・助言を受ける必要あり 【認定を受けた事業者の雇用が 8 割を下回った場合に都道府県に提出する報告書に添付する「別紙・所見等」】 ・認定支援機関による所見／・指導及び助言の内容
⑥中小企業経営力 強化資金融資事 業	必須	創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業であって、認定支援機関の支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が融資。	【事業者が日本政策金融公庫に提出する事業計画書における記載項目の一部】 ・実施した経営革新等支援業務の内容 ・新商品の開発または新役務の内容の所見 ・本計画の評価
⑦経営力強化保証 制度	必須	中小企業が認定支援機関の助力を得て経営改善に取り組む場合に信用保証料を軽減。	【事業者が金融機関に提出する所定の申込資料に添付する以下の書類の一部】 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・経営支援の内容（選択式） ○事業計画書（申込人が策定） ・認定支援機関の所見（計画策定支援を行っている場合） ○認定支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要） 【金融機関が信用保証協会に提出する事業計画実行状況等報告書の一部】 ・四半期ごとの事業者の報告内容に対する認定支援機関の対応等 ・翌事業年度における認定支援機関の経営支援の内容等

資料：認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】より当研究所にて作成

### 3 認定支援機関の関与が必要な施策

#### 1. 経営改善計画策定支援事業

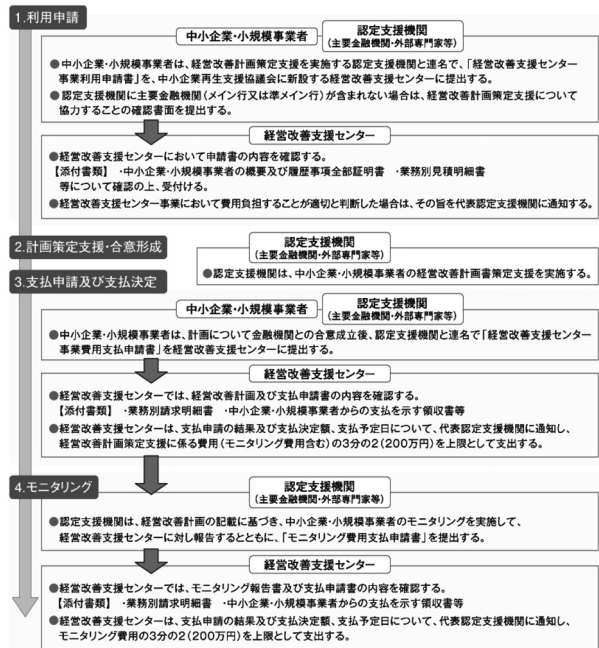
経営改善計画策定支援事業とは、経営改善計画等を策定することが難しい中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された認定支援機関が経営改善計画などの策定支援を行うことにより、経営改善を促進する国の事業である。この事業の開始にあたり、都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に「経営改善支援センター」が新設された。

本事業は、一定の条件で認定支援機関が経営改善計画を策定し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、2/3（上限 200 万円）を負担する（図表 4）。

認定支援機関は、中小企業の経営力を強化し支援することが目的であり、「経営改善計画」の策定支援事業が主な事業の一つでもある。

金融円滑化法が施行される以前、経営改善計画は、中小企業の社内で適用するレベルのものであったが、最近は、かなり精度の高い経営改善計画（図表 5）が求められるようになり、その計画に沿ってモニタリング管理を行うことが求められる。

図表 4：経営改善計画申請から支払決定までの流れ



図表 5：経営改善計画書策定の主な手順

「経営改善計画書」	計画書の概要	「企業の概要」「課題・問題点（財務の状況、損益の動向、窮境原因等）」「経営改善計画策定の基本方針」「計画期間・改善目標等」を表で記載する。
	ビジネスモデル俯瞰図	企業を取り巻くビジネスの関係者である「取引先」「商品・製品・サービスの内容」「重要な拠点」「従業員・組織」「仕入先」等を図を用いて表現する。
	企業及びグループの状況	「債務者企業の資本関係」「主要な取引関係（債務保証、賃貸借等）」等を図を用いて表現する。またグループ会社が存在する場合は、それらの会社との関係も図等を用いて表現する。
	資金実績表	「過去1年程度の資金繰りの実績」と「将来6ヵ月程度の資金繰りの見込み」を記載する。
	計数計画・具体的施策	「計画期間における計数計画の概要」「経営改善計画に関する具体的施策内容や実施時期」「債務者企業とメイン行による経営改善計画に関する表明事項」を表で記載する。
	実施計画	アクションプラン（行動計画）を記載する。具体的には、「経営改善計画の具体的な内容」「実施時期」「主担当」「目標」等を表で記載する。
	計数計画	直近期の実績と計画期間（3～5年程度）における「損益計画」「有利負債、実質純資産額推移表」「金融機関別借入金返済計画表」等を表で記載する。
資産保全状況	金融機関別の保全・非保全の状況を表で記載する。	

資料：認定支援機関向け経営改善・事業再生テキストより、当研究所にて加工



**【中小企業等が経営改善計画を策定するメリット】**

1. 経営改善計画を策定し、審査に通ると金融機関から、金融支援（借入条件の変更・借換・借入金一本化・新規事業等）を受けられる。
2. 経営改善計画書の策定費用負担が発生するが、認定支援機関関与により、国から費用の2/3の補助金（上限200万円）が受けられる。

**2. ものづくり等補助金**

本事業は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する目的で、2012年度補正予算より実施された。

ものづくり等補助金は、中小企業・小規模事業者が、新たな商品やサービスの開発に必要となる設備投資を支援するものである。

2012年度補正で初めて措置され、サービス業にも範囲を拡大しながら、その後、毎年度補正予算で措置されてきた人気施策である。2014年度補正までは基金事業として実施され、2015年度補正以降は、行政改革の見直しを受けて補助金事業として実施されるようになった。

2017年度補正では生産性革命に向け、予算1,000億円を措置し、1次公募での採択数は、9,518件（応募者17,275件）であった。採択倍率は約1.81倍と過去5年間で一番広き門であった（図表6）。

また経済産業省・中小企業庁は、2019年度予算概算要求として、ものづくり等補助金を当初予

算で100億円計上する。これは4月から始まる会計年度に組み込むことで、計画的にスケジュールを立てて実施できるよう予算化したものである。

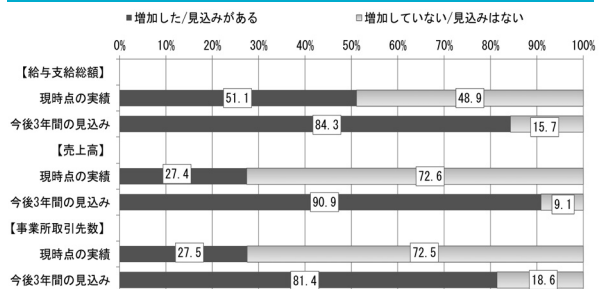
従来の補正予算は、追加的な公共工事を実施する性質上、通常は秋や春に開かれる臨時国会において編成されることが多い。そのため毎年、公募の実施時期にバラツキが生じており、中小企業経営者から「やるのかどうか、分かりにくく計画が立てづらい」との声に応える狙いもある。

さらに中小企業庁は、2018年度の補正予算も要求していく意向で、当初予算から補正予算まで切れ目なく生産性向上を支援し、収益の拡大や人手不足を後押しする措置を講じる予定である。

**【ものづくり等補助金の成果】**

補助事業終了後のアンケート（図表7）によると、補助事業を実施した中小企業では、「給与支給総額」が半数以上で増加と回答している。また今後3年間で補助事業を実施した約8割以上の中小企業が「給与支給総額」「売上高」「事業所向けの取引先数」が増加の見込みと回答している。

**図表7：補助事業終了直後の企業経営面への影響**



資料：ものづくり・商業・サービス補助金について（平成30年6月中小企業庁）より、当研究所にて加筆

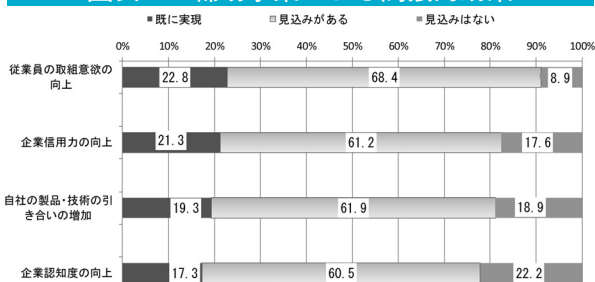
**図表6：ものづくり等補助金の予算額と採択件数**

	2012年度補正予算	2013年度補正予算	2014年度補正予算	2015年度補正予算	2016年度補正予算	2017年度補正予算
予算額	1,007億円	1,400億円	1,020億円	1,021億円	763.4億円	1,000億円
申請件数	23,971件	36,917件	30,478件	26,629件	15,547件	(17,275件)
採択件数	10,516件	14,431件	13,134件	7,948件	6,157件	(9,518件)
採択倍率	約2.28倍	約2.56倍	約2.32倍	約3.35倍	約2.53倍	(約1.81倍)

※2017年度補正予算（ ）内は、1次公募のみの件数及び倍率  
資料：ものづくり・商業・サービス補助金について（平成30年6月 中小企業庁）より当研究所にて加筆

さらに補助事業を実施した中小企業では、従業員のモチベーション向上や、社会的な信用向上、認知度向上等の間接的な効果も得られているとの回答も8割近くあった(図表8)。

図表8：補助事業による間接的効果

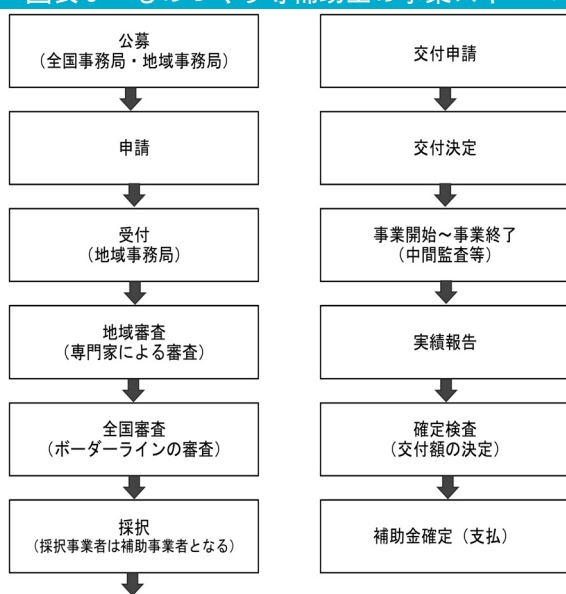


資料：ものづくり・商業・サービス補助金について(平成30年6月中小企業庁)より、当研究所にて作成

【ものづくり等補助金の事業スキーム】

全国津々浦々から申請される1万件を超える事業の執行を実施できる期間を公募で選定し、中小企業の支援実績を有し、各都道府県に事務所を有する「全国中小企業団体中央会」が地域事務局として選定され、事業者の募集、採択、交付決定、進捗管理、実績報告、確定検査等の一連の補助金事務を執行している(図表9)。

図表9：ものづくり等補助金の事業スキーム



資料：ものづくり・商業・サービス補助金について(平成30年6月中小企業庁)より、当研究所にて作成

3. 先端設備等導入計画

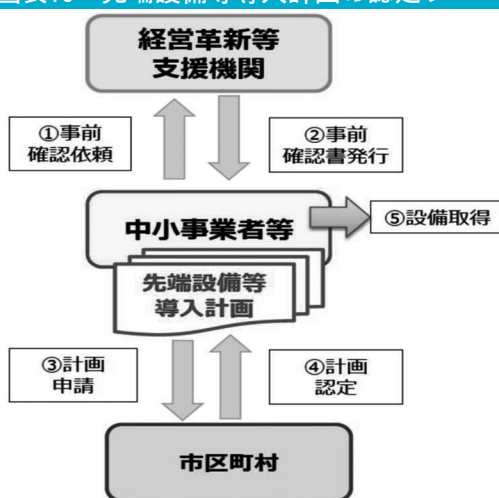
中小企業の業況は回復傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり生産性向上に向け、足かせとなっている。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためには、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させる必要がある。そこで事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る目的で、先端設備等導入計画の支援措置が実施された。

先端設備等導入計画は、「生産性向上特別措置法」において措置された中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画である。この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者が認定を受けることが可能となる。

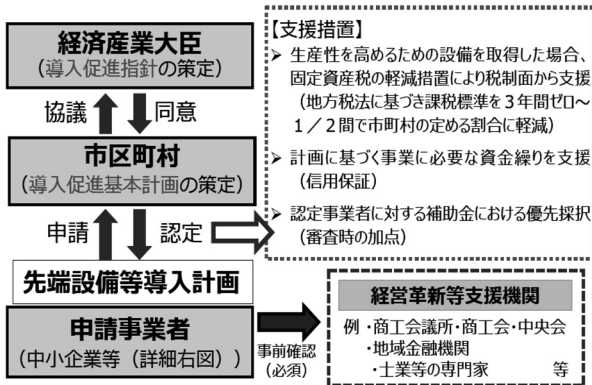
認定を受けた場合は、以下の税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる(図表10、11)。

図表10：先端設備等導入計画の認定フロー



資料：中小企業庁HPより、当研究所にて作成

図表11：先端設備等導入計画の概要及び支援措置



資料：中小企業庁HPより、当研究所にて作成

### ①税制支援

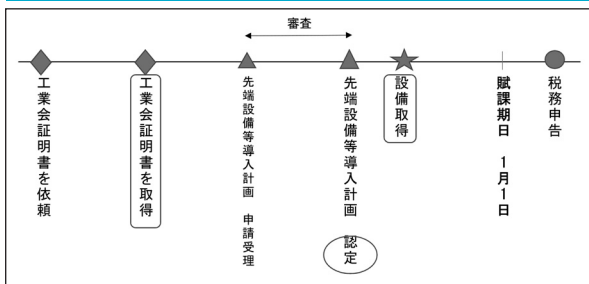
中小企業者等が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減される。

### ②設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須である（図表12）。生産性向上特別措置法では、設備取得後に計画申請を認める特例はない。

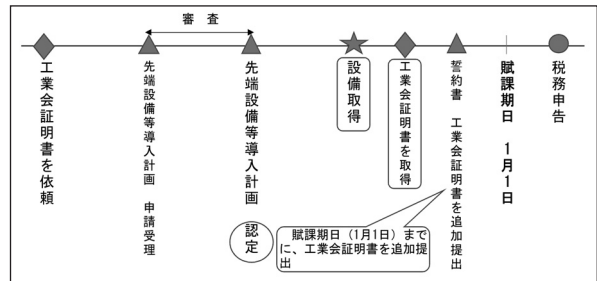
ただし、先端設備等導入計画の申請・認定前までに、工業会証明書が取得できない場合、認定後から賦課期日（1月1日）までに、誓約書及び工業会証明書を追加提出することで3年間特例を受けることが可能となる（図表13）。

図表12：設備の取得と先端設備等導入計画の認定フロー



※申請までに認定支援機関の事前確認書を取得しておくこと  
資料：先端設備等導入計画策定の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

図表13：工業会証明書が申請までに間に合わない場合

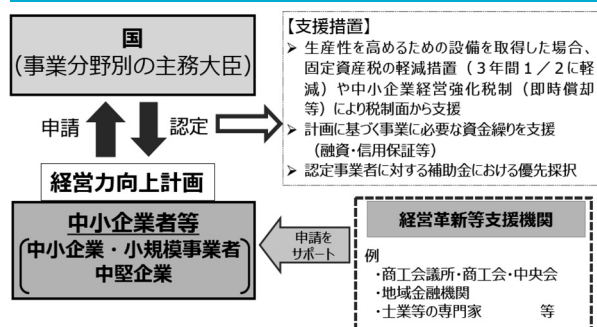


※申請までに認定支援機関の事前確認書を取得しておくこと  
資料：先端設備等導入計画策定の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

## 4. 経営力向上計画

経営力向上計画は、認定支援機関の直接関与は必須ではないが、申請をサポートする機会が多く、また先端設備等導入計画と類似した部分があるため、概要について説明する。この計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された中小企業者等は、税制や金融の支援等を受けることができる（図表14）。また計画申請においては、認定支援機関のサポートを受けることが可能である。

図表14：経営力向上計画の概要及び支援措置



資料：中小企業庁HPより、当研究所にて作成

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等は、税制の特例措置を受けることができる（図表15）。

この制度は、2019年3月31日までに経営力向上設備等<sup>※2</sup>を取得し、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合、税制措置として①固定資産税の特例（固定資産税が3年間、毎年半額）、

図表15：税制措置の概要

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要				
1. 固定資産税が3年間半分にになります。(固定資産税の特例)				
2. 法人税(※1)について、即時償却または取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)				
※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%				
設備の種類 (節税要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	職員備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 生産性が年平均 1%以上向上			地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%(※7%) 生産性が年平均1%以上向上 投資利回り5%以上のパッケージ投資			拡充 (平成29年4月1日～)
	【中小企業投資促進税制(中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 2%特別償却のみ適用		【商業・サービス活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 2%特別償却のみ適用	
国税	付した部分は、経費力向上計画の認定が必要 ※ 付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合			

資料：中小企業庁HPより、当研究所にて作成

②中小企業経営強化税制（国税について即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除のいずれかを選択適用できる。また企業規模に応じて政策金融機関の低利融資、民間金融機関に対する信用保証に関する支援等を受けることができる。

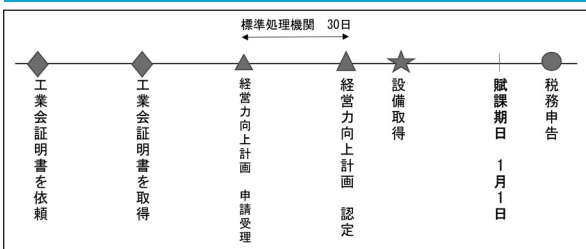
※2 経費力向上設備等

一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外）で経費力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、制度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

①固定資産税の特例

経費力向上設備等については、以下のとおり計画認定後に取得することが原則である（図表16）。

図表16：経費力向上計画における設備の取得時期



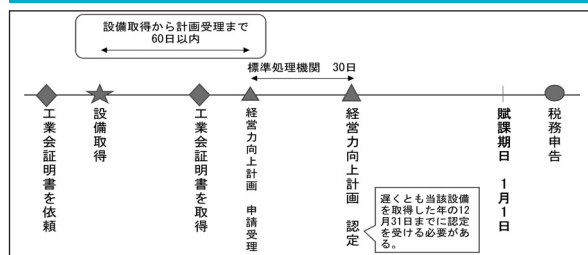
資料：税制措置・金融支援活用の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

【例外】設備取得後に計画を申請する場合

設備を取得した後に経費力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経費力向上計画の申請が受理される必要がある（計画変更により設備を追加する場合も同様）。

この場合、税制の適用を受けるためには固定資産税の賦課期日が毎年1月1日であるため、遅くとも当該設備を取得した年の12月31日までに認定を受ける必要がある（図表17、12月31日を超えて認定を受けた場合、減税の期間が2年になる）。

図表17：設備取得後に経費力向上計画を申請する場合



資料：税制措置・金融支援活用の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

②中小企業経営強化税制

経費力向上設備等については、以下のとおり計画の認定後に取得することが原則である（図表18）。

図表18：経費力向上計画の認定を受けてから設備を取得



※中小企業経営強化税制が適用される設備は、工業会等から証明書を取得する生産性向上設備（A類型）と経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画の目的を達成する設備（B類型）がある。

資料：税制措置・金融支援活用の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

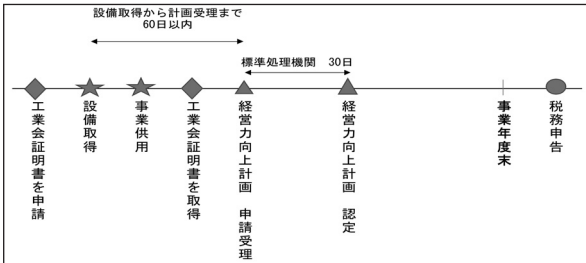
【例外】設備取得後に計画を申請する場合

設備を取得した後に経費力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経費力向上計画の申請が受理される必要がある（計画変更により設備を追加する場合も同様）。

この場合、税制の適用を受けるためには、制度の適用を事業年度単位でみることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要がある（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることができない）（図表19）。



図表19：設備取得後に経営力向上計画を申請する場合（A類型）



※経済産業局への確認（B類型）申請は、設備取得より前に行う必要がある  
 ※税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要がある  
 資料：税制措置・金融支援活用の手引き（中小企業庁）より、当研究所にて作成

## 5. 事業承継補助金

中小企業経営者の高齢化が進み、今後5年～10年の間で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えようとしている。日本経済を支える中小企業に蓄積されたノウハウや技術などの経営資源を次世代に引継ぎ世代交代によるさらなる活性化を実現していくために、円滑な事業承継に取り組むことは極めて重要な課題である。

経済産業省によると、経営者が2025年までに70歳を超える企業のうち後継者が未定のところは127万社に上り、放置すれば約650万人の雇用が失われ国内総生産が約22兆円損失する恐れがあると試算している。この中には優れた技術やノウハウを有する企業も数多く含まれており、そのような企業が後継者不足に陥ることがないように、国は切れ目なく事業承継を支援する施策を講じはじめた。

事業承継補助金は、事業の承継に要する経費の一部を補助することにより、創業や事業承継を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金である。以前は「第二創業促進補助金」というような名称であったが、2017年度に初めて「事業承継補助金」という名称で公募が行われた。

しかしながら2017年度の事業承継補助金の予算は、創業補助金と合わせて11億円と小規模であったため、応募総数は517件に対し、採択総数

65件（採択率12.6%）と狭き門であった。

2017年度補正予算事業では、「後継者承継支援型」（I型）及び「事業再編・事業統合支援型」（II型）の2つの申請類型を設け、2017年度当初予算に比べ規模が大幅に拡大された。

## 6. 事業承継税制

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。

2018年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（以下「一般措置」という。）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大2/3まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置が創設された（図表20）。認定支援機関は、特例承継計画に所見を記載の上、2023年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要がある。

図表20：特例措置と一般措置の主な比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等 認定支援機関が所見記載	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2023年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続税 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大 2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

資料：非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし（国税庁）より、当研究所にて作成

## 4 認定支援機関の活動状況及び課題



中小企業庁経営支援部経営支援課及び金融庁は認定支援機関に対する政策評価の観点から「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき、認定支援機関が行っている中小企業・小規模事業者に対する支援の実施状況や成果等を把握することを目的に2017年12月から2018年3月にかけて任意調査を実施した。主な回答内容は以下のとおりである。

【調査概要】

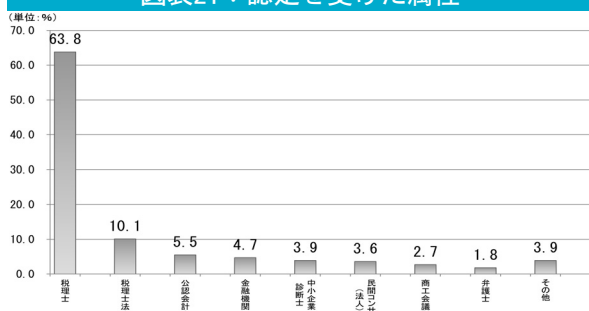
- ・調査期間：2017年12月22日～2018年3月14日
- ・調査方法：WEB（メール）もしくは郵送で受付
- ・調査対象数：25,403 機関  
（2017年6月30日までに認定を受けた認定支援機関）
- ・回答数：7,657 機関
- ・回収率：30.1%

【アンケート調査の主な結果】

①認定を受けた属性

アンケート回答機関の認定を受けた属性については税理士（63.8%）が最も高く、次いで税理士法人（10.1%）、公認会計士（5.5%）、中小企業診断士（個人）（3.9%）の合計で回答した機関の8割強を占める（図表21）。

図表21：認定を受けた属性



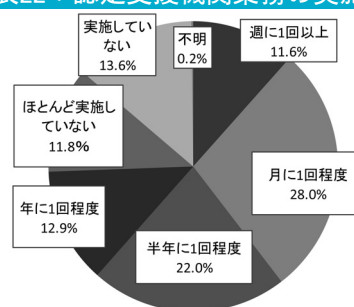
資料：平成29年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書より当研究所にて作成

②経営革新等支援業務の実施状況

昨年度の経営革新等支援業務の実施状況については、「月に1回程度」実施している機関が28.0%で最も高く、次いで「半年に1回以上」が22.0%と続く。何らかの形で年に1回程度実施している機関は、7割以上ある。

一方で、「実施していない」と回答した機関が13.6%もある。アンケート調査に回答していない機関が約7割あり、その大半は認定支援機関業務を実施していない可能性が高いことを考慮すれば、認定支援機関の申請をしているものの活動が伴わない機関が相当数あることがうかがえる（図表22）。

図表22：認定支援機関業務の実施状況

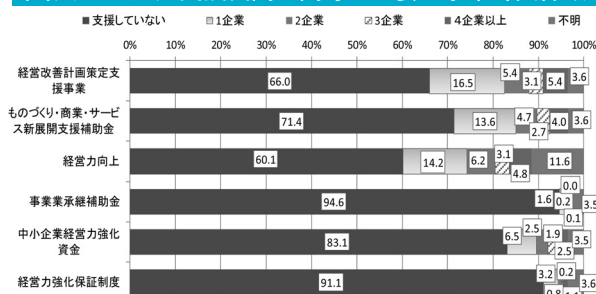


資料：平成29年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書より当研究所にて作成

③認定支援機関（個人）の関与が必要な補助金や政策金融等の支援実施状況

認定支援機関（個人）が関与する主な補助事業の事業計画件数の結果は次のとおりである。「経営力向上」、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」、「経営改善計画策定支援事業」については3割前後の支援状況であるが、「事業承継補助金」、「経営力強化保証制度」については、支援を行っている機関は少ない（図表23）。

図表23：認定支援機関の関与が必要な事業計画件数



資料：平成29年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書より当研究所にて作成

5 認定支援機関制度の成果及び課題

認定支援機関制度は、従来からある中小企業支

援機関に加えて、新たに金融機関や各種士業についても法律上の中小企業支援機関として位置づけることで、中小企業支援機関の裾野の拡大につながった。さらに施行から現在に至るまでの約6年間で30,341機関（2018年8月31日現在）の様々な分野の専門家を認定することによって、中小企業支援体制の面的広がりを実現することができた。

認定支援機関の支援を受けた中小企業から「事業計画の策定支援を受け、毎月の達成状況を把握することで、財務体質の改善につながった。また金融機関への融資の相談にも、当社の業況等について自信を持って説明でき、融資もスムーズに受けられるようになった。」との声もあり、積極的な認定支援機関の中小企業支援活動が奏功している事例もある。

一方で、アンケート調査から認定支援機関の申請はしているものの、特に活動を行っていない機関もあることが伺える。

「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理（2017年6月1日）」の報告でも「活動状況を把握するには、アンケートの回収率が低い」、「認定支援機関によって知識、支援能力に差がある」、「支援実績がゼロであるような機関は認定を取り消すか、改めて認定を受け直させるといったことが必要ではないか」、「結果を出すためには、かなり高度なコンサル力が必要」等、意見が出ている。さらに「認定支援機関の能力向上が不可欠なので、資質向上のための研修をお願いしたい」との課題を指摘する意見もあり、2018年5月、産業競争力強化法等の一部が改正され、認定制度の更新制導入等が2018年7月に施行された。

これにより認定支援機関の有効期間が5年となり、認定を受けた日から起算して5年を経過するまでに認定の更新を受けることが定められ、認定支援機関の継続的な体制づくりが強化された。

アンケート調査の回収率が概ね3割程度であることや、また支援業務に積極的に関与しているとは言い難い認定支援機関が存在することを考慮すれ

ば、認定後も十分な経営支援能力を有しているかどうか、定期的に確認していく措置は必要であろう。

## 6 むすび

中小企業は、販路開拓や人材確保、生産性向上や事業承継等の様々な経営課題を抱えている。日々の業務や目先の納品、資金繰り等に追われる中、自社の経営課題について正確に把握できていない中小企業も存在する。このような中小企業の中には、キラリと輝く技術やサービスを持ちながら、市場分析が不十分であるか、あるいは経営資源の配分が非効率なため、本来の稼ぐ力を発揮できずにいる企業もある。

また中小企業向けの各種支援策について適切な情報を入手できない、または支援策を知っていても申請のハードルが高くて活用に至っていない中小企業も多数ある。さらに施策が経営課題に対してきめ細かく制度設計されているため、かえって情報量が多くなり、有効な施策の活用が妨げられている面もある。

こうした中小企業の経営課題を解決するために今後、認定支援機関が各々の特徴や強みを活かし、能力の向上を図りながら、地域の中小企業支援機関の核となっていくことが求められる。また他の支援機関との連携を深め、一体となって地域の中小企業の経営課題解決に向けた支援を行っていくことが重要である。

2017年8月31日に認定支援機関の認定を受けた当研究所も微力ながら、県内中小企業の様々な経営課題を解決できるよう経営者に寄り添った支援活動を展開していきたい。（橋本公秀）

### 【参考文献】

- 「認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】」 中小企業庁
- 「認定経営革新等支援機関制度の見直しに係る具体的論点」 中小企業庁
- 「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理」 中小企業庁
- 「平成29年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書」 中小企業庁
- 「経営力向上計画策定の手引き」 中小企業庁
- 「税制措置・金融支援活用の手引き」 中小企業庁
- 「先端設備等導入計画策定の手引き」 中小企業庁
- 「ものづくり・商業・サービス補助金について」 中小企業庁
- 「認定支援機関の活動マニュアル」 株式会社 ぎょうせい
- 「資金調達支援ガイド」 株式会社 中央経済社